

当病院は厚生労働大臣が定める基準による次の通りの医療を行っている保険医療機関です

(1) 情報通信機器を用いた診療に係る基準に基づくオンライン診療の実施

受理番号(情報通信)第161号 算定開始年月日 令和5年8月1日

(情報通信機器を用いた診療の初診の場合には、向精神薬を処方しないこととなっています)

(2) 機能強化加算の基準に基づく初診時の診療機能管理

受理番号(機能強化)第558号 算定開始年月日 令和4年4月1日

(3) 医療DX推進体制整備加算の基準に基づく、マイナンバーカード等における電子的情報活用体制の整備

受理番号(医療DX)第1077号 算定開始年月日 令和6年8月1日

(4) 療養病棟入院基本料1の基準に基づく看護を行っており、

入院患者20名に対して看護師1名以上

入院患者20名に対して看護補助者1名以上の看護職員を配置しております。

・日勤帯(午前9時～午後5時)は、

看護師及び看護補助者1人当たり患者さま1.5人を受け持ちます。

・夜勤帯(午後5時～翌朝午前9時)は、

看護師及び看護補助者1人当たり患者さま1.3.5人を受け持ちます。

◇患者負担による付添看護は行っておりません。

◇入院時の寝具については療養病棟入院基本料の基準に基づいており、必要な寝具は準備しています。

(病衣につきましては希望者のみ別途貸し出しをしております。)

◇入院時の栄養管理は療養病棟入院基本料の基準に基づいており、個別の栄養管理が必要な

患者様には医師・管理栄養士・看護師が共同で栄養管理をいたします。

◇在宅復帰機能強化加算の基準に基づく、在宅復帰支援を行うにつき十分な体制及び実績を有しています。

◇看護補助体制充実加算1に基づく、看護要員の夜間時の配置。

受理番号(療養入院)第104号

病棟病床数 1病棟 60床

算定開始年月日 令和6年6月1日

(5) 診療録管理体制加算3の基準に基づく診療録の管理体制

受理番号(診療録3)第91号

算定開始年月日 令和1年6月1日

(6) 療養病棟療養環境加算1の基準に基づく入院環境の構造設備

病室数: 60床

病棟面積のうち患者1人当たり: 23.6m²

病室部分にかかる病棟面積のうち患者1人あたり: 8.1m²

受理番号（療養１）第 45 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

（７）医療安全対策加算 2 の基準に基づく、院内医療安全管理体制の構築

（医療安全 2）第 73 号 算定開始年月日 令和 5 年 8 月 1 日

（８）感染防止対策加算 3 の基準に基づく院内感染防止体制の構築

連携医療機関：土岐市立総合病院

受理番号 （感染防止 3）第 24 号

算定開始年月日 令和 5 年 2 月 1 日

（９）データ提出加算 1 および 3 の基準に基づく、当院の診療に係る D P C データの提出

受理番号 （データ提）第 76 号 算定開始年月日 令和 1 年 10 月 1 日

（10）入退院支援加算 1 の基準に基づく入退院支援部門による入退院支援の実施

受理番号（入退支）第 79 号

算定開始年月日 令和 4 年 10 月 1 日

（11）認知症ケア加算 2 の基準に基づく認知症患者への適切な療養管理

受理番号（認ケア）第 53 号

算定開始年月日 令和 2 年 4 月 1 日

（12）入院時の食事については入院食事療養費／生活療養（Ⅰ）の基準に基づき、

医師及び管理栄養士により管理をし、また、食事を適時・適温にて提供しております。

委託先 日清医療食品株式会社

夕食の開始時間 1 8 : 0 0

適温保持 保温・保冷車

受理番号（食）第 342 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

（13）がん性疼痛緩和指導管理料の基準に基づく、医療用麻薬等による疼痛管理

受理番号（がん疼）第 208 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

（14）がん治療連携指導料の基準に基づく、「地域連計パス」を利用したがん連携管理の実施

受理番号（がん指）第 689 号

算定年月日 令和 1 年 6 月 1 日

（15）別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（２）に規定する在宅療養支援病院の基準に基づき、

他の保険医療機関と地域における在宅療養の支援に係る連携体制を構築し、

在宅医療における 24 時間の往診体制、緊急時の連絡、訪問看護ステーションと連携等の体制を有しております。

受理番号（支援病 2）第 8 号

算定開始年月日 令和 4 年 10 月 1 日

（16）在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の基準に基づく在宅管理（訪問診療）の実施

受理番号（在医総管 1）第 630 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(17) 検体検査管理加算 I の基準に基づく院内検査管理の実施

次の厚生大臣が定める検査は常時院内で実施出来ます。

総ビリルビン、総蛋白、尿素窒素、クレアチニン、グルコース、アミラーゼ、CPK、Na、Cl、K、Ca、AST、ALT、HDL 及び LDL コレステロール、CRP、フェリチン、トロンボテスト、血液ガス分析、ABO 血液型、Rh(D) 血液型、クームス試験(直接・間接)、ヘモグロビン A1c

受付番号（検 I）第 165 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(18) コンピュータ断層撮影（CT 撮影）の基準に基づく 16 列マルチスライス型機器を設置

受理番号（C・M）第 539 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(19) 脳血管疾患等リハビリテーション料（II）の基準に基づくリハビリテーションの実施

（専用施設の面積：180.3 m²[言語療法室を含む]）

受理番号（脳 I）第 69 号

算定開始年月日 令和 6 年 4 月 1 日

(20) 運動器リハビリテーション料（I）の基準に基づくリハビリテーションの実施

（専用施設の面積：166.8 m²） 初期加算の届出：無

受理番号（運 I）第 113 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(21) 呼吸器疾患等リハビリテーション料（II）の基準に基づくリハビリテーションの実施

（専用施設の面積：166.8 m²）

受理番号（呼 II）第 32 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(22) がん患者リハビリテーション料の基準に基づくリハビリテーションの実施

受理番号（がんリハ）第 45 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(23) 人工腎臓の基準に基づく、人工透析治療の実施

受理番号（人工腎臓）第 3 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(24) 導入期加算 1 の基準に基づき、患者ごとの適応に応じて腎代替療法について十分な説明を行っています。

受理番号（導入 1）第 61 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(25) 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算の基準に基づく透析水質管理

受理番号（透析水）第 67 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(26) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算の基準に基づく人工腎臓を実施している患者に係るフットケア体制

連携医療機関：県立多治見病院 血管外科

受理番号（足梢）第 55 号

算定開始年月日 令和 1 年 6 月 1 日

(27) 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の基準に基づく看護職員等の職員の賃上げを実施するための評価

受理番号（外在ベⅠ）第 220 号

算定開始年月日 令和 6 年 6 月 1 日

(28) 入院ベースアップ評価料 48 の基準に基づく看護職員等の職員の賃上げを実施するための評価

受理番号（入べ 4 8）第 2 号

算定開始年月日 令和 6 年 6 月 1 日

(29) 酸素の購入単価 大型ボンベ＝1 ℓ あたり 0.29 円 小型ボンベ＝1 ℓ あたり 2.36 円

受理番号（酸素）第 11726 号

算定開始年月日 令和 6 年 4 月 1 日

令和 7 年 5 月 1 日現在 高井病院